

(議) 第 1 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成29年 3 月 16日

提出者

秋田市議会議員 齊 藤 善 悦
外37名

秋田市議会議長 渡 辺 正 宏 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合においては、改正後の秋田市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、改正前の秋田市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

地方自治法の一部改正（平成26年法律第76号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。